

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

【物流関連施設地区・沿道サービス地区 共通】

No.	担 当 課	内 容	確認
1	県消防救急課	1. 消防法関係 防火対象物への消防用設備等の設置については、奈良県広域消防組合と協議してください。	
		2. 危険物に関する法令関係 危険物の貯蔵、取り扱い又は運搬を行う場合は、奈良県広域消防組合と協議してください。	
		3. 高圧ガス保安法関係 (1) 空調や冷蔵庫などの利用で、一定の冷凍能力以上の冷凍設備を設置する場合は、県知事への許可申請又は届出が必要となります。 (申請等先：奈良県消防救急課)	
		(2) 高圧ガス設備を設置する場合は、県知事への許可申請又は届出が必要な場合がありますので、事前に奈良県消防救急課と協議してください。	
		(3) 高圧ガスの処理設備、貯蔵設備及び減圧設備と第一種保安物件又は第二種保安物件との距離が不足する場合は、事前に奈良県消防救急課と協議してください。	
		4. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係 (1) 液化石油ガス設備を設置する場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）で定める基準に従って行ってください。	
		(2) 液化石油ガスの貯蔵設備と第一種保安物件又は第二種保安物件との距離が不足する場合は、事前に奈良県消防救急課と協議してください。	
		(3) 一の貯蔵設備から供給する戸数が70戸未満の液化石油ガス設備（ボンベ庫を含む）を設置する場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制がありますので、事前に奈良県消防救急課と協議してください。 ※ なお70戸以上の設置については「ガス事業法」に規定する小売供給（旧簡易ガス事業）の対象となります。 (配管先：中部近畿産業保安監督部近畿支部)	

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担 当 課	内 容	確認
2	県担い手・ 農地マネジメント課	本件協議区域は市街化調整区域内にあり、協議区域内の農地を転用するときは、農地法に基づく知事の許可が必要となるので、農地転用の際は事前に市農業委員会と協議を行い、農地法所定の手続きをとること。	
3	県農村振興課	土地改良事業の有無 (完了公告後8年未経過で転用に留意するもの) ・農業水利施設ストックマネジメント事業 地区名：白川、事業年度：H28～R3 受益面積：305.7ha 土地改良事業受益地内です。10ha以上の転用を行う場合は補助金返還が必要であるため県農村振興課まで協議すること 土地改良区への影響 照会地が受益地となっている可能性があります。 転用・開発の際は、当土地改良区まで必要な手続きの有無について、確認すること。	
4	県道路建設課	当該地区と接道する国道24号は、幹線道路であり、接道する区間は、複数の主要渋滞箇所を含む区間である。そのため、開発にあたっての交通計画について、道路管理者である奈良国道事務所（交通計画関係所管課）と事前に協議を行うこと。	
5	県河川整備課	・「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、雨水浸透阻害行為に対して必要な雨水貯留浸透施設の設置について、県河川整備課と十分協議すること。 ・「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」に基づく市街化編入抑制区域に該当するおそれがあるので県河川整備課と十分協議すること。 ・当該計画区域は、一級河川菩提仙川に近接していることから、河川との境界について所轄の郡山土木事務所に確認・協議すること。 ・河川区域及び河川保全区域内において工作物を設置する、除去する等の行為がある場合、河川法に基づく許可（24条、26条、55条等）が必要となるので、郡山土木事務所と十分協議のうえ適切に手続きを行うこと。	

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担 当 課	内 容	確認
6	県下水道 マネジメント課 市下水道推進課	下水道事業計画（汚水）区域外では公共下水道に接続することができないため、当該地区は大和郡山市の発志院町地区の下水道全体計画区域内であるが、当該地区の一部が事業計画区域外と考えられるので、詳細については、大和郡山市下水道担当部局に確認し、協議してください。	
7	警察本部交通規制課 郡山警察署	大和都市計画地区計画（発志院町地区 地区計画）について、国道24号との交差点及び出入口の計画に係る協議や横断歩道の設置等に係る協議を郡山警察署及び交通規制課と協議してください。	